

昭和五十二年五月三十一日受領  
答 弁 第 二 二 五 号

(質問の 二二五)

内閣衆質八〇第二五号

昭和五十二年五月三十一日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保利 茂 殿

衆議院議員寺前巖君提出公団住宅の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



衆議院議員寺前巖君提出公団住宅の改善に関する質問に対する答弁書

一について

公団住宅の家賃の引下げを図るため、従来から(イ)資金コストの引下げ、(ロ)土地利用の合理化、(ハ)量産工法の推進、(ニ)各種負担金の低減、等により住宅建設費の低廉化に努めているところである。

また、現在、住宅宅地審議会に「現行家賃制度をいかに改善すべきか」を諮問しているところであるので、その審議経過を踏まえて公団住宅の家賃問題について検討してまいりたい。

二について

風呂場の防水については、防水処置を講じているが、万一水漏れが生じた場合は申出により可及的速やかに補修をすることとしている。

ベランダについては水の使用を考えておらず、雨の降込み程度に対処できる処置をしている。また、トイレについては、使用の仕方及び従来の経験からみて、床に防水処置を施す必要がないと判断している。

洗たく機用の排水口の設置については、改造により別途専用のものを新たに設けることは、施工が困難であり、かつ、多額の費用を要することから、現状では困難と考える。

### 三について

分譲住宅にあつては昭和四十八年度から、賃貸住宅にあつては昭和五十一年度からすべて洗たく機置場に防水パンを設置し、専用の排水口を設けている。

右答弁する。